

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 16 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 15 条まで (略) (介護休暇)	第 1 条から第 15 条まで (略) (介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 16 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 及び 3 (略)

第 16 条の 2 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 16 条の 3 任命権者は、安芸高田市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 35 号。以下「育児休業条例」という。)第 20 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第 20 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 及び 3 (略)

第 16 条の 2 (略)

<p>て「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p>	
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等)に対する意向確認等)</p> <p>第16条の4 <u>任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員__に対する意向確認等)</p> <p>第16条の3 <u>任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>
<p>第16条の5 (略)</p>	<p>第16条の4 (略)</p>
<p>第17条から第20条まで (略)</p>	<p>第17条から第20条まで (略)</p>

(安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 16 条まで (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第 1 号部分休業の承認)</p> <p>第 18 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は_____、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 16 条まで (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く_____。)</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第 18 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</p>

又は勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。

(第 2 号部分休業の承認)

第 18 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 18 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準とし

又は勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業_____の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。

<p><u>て条例で定める時間)</u> <u>第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第 18 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p>	
<p><u>第 19 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u></p>	<p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第 19 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
<p>第 20 条から第 22 条まで (略)</p>	<p>第 20 条から第 22 条まで (略)</p>

(安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 14 条の 2 まで (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第 15 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。))第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない時間につき、第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>第 16 条から第 24 条の 2 まで (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第 25 条 _____パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、祝日法による休日である場合、有給の休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</p> <p>第 26 条から第 32 条まで (略)</p>	<p>第 1 条から第 14 条の 2 まで (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第 15 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合及び_____任命権者の承認があった場合_____を除き、その勤務しない時間につき、第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>第 16 条から第 24 条の 2 まで (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第 25 条 <u>月額及び日額で報酬を定める</u>パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、祝日法による休日である場合、有給の休暇による場合及び_____任命権者の承認があった場合_____を除き、その勤務しない時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</p> <p>2 <u>時間額で報酬を定める</u>パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、有給の休暇による場合及び任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</p> <p>第 26 条から第 32 条まで (略)</p>

附 則
(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 16 条の 3 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第 3 条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の安芸高田市職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。